

福岡地方裁判所委員会（第45回）議事概要

1 開催日時

平成29年7月13日（木）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

永松健幹委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，川北哲義委員，小林康夫委員，鈴嶋晋一委員，田中利美委員，手嶋一雄委員，藤尾順司委員，柵木澄子委員，宮崎優介委員，森村純子委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

平田和寛事務局長，東孝賢事務局次長，川崎健治経理課長

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

高瀬仁秀総務課長，田崎良作総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

（1）新営庁舎の視察について

◇ 本日の議題は「裁判所庁舎の移転について」であるが，まずは，南公園西展望台の高所から福岡市全景を臨みながら，新営中の福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎をご覧いただき，六本松の現場において間近にご覧いただきたい。

◎ 新営庁舎の視察については予定であり，本委員会としての決定事項ではないことから，新営庁舎の視察には反対である。新営庁舎の工事の進捗状況等を視察することに何の意味があるのか。工事の進捗状況であれば，裁判所から配布された資料に掲載された写真で十分に分かる。工事現場に行っても上部半分は鉄骨がむき出しの状態であり，下部半分は外壁が設置されているが

内装がなされているわけではなく、また、工事車両が出入りしている状況で、工事現場周囲は4メートル以上の壁で囲われており、中を見ることができないことから、視察よりも新営庁舎の問題について議論したほうがよいのではないか。

□ 市民の目線から見て、これから移転に向けて裁判所がどのようなことに気を付ければよいのかなどのご意見を伺う前提としても、新営庁舎の位置関係及び工事の進捗状況などをあらかじめご覧いただくことは有意義だと考えている。

△ 九州大学六本松キャンパス跡地（以下「九大跡地」という。）の近くをいつも自転車で通るので、跡地に建築物が立つ前から、何が建築されるのだろうかと見ていた。現在は、跡地に様々なビルが建ち始めて、新営庁舎の近くにはなかなか行かないので、今回視察できるのであれば、ぜひ視察したいと思う。駐車場などの広さについても実感できるのではないかと思う。

◎ 新営庁舎の周囲が塀に囲まれているので、工事現場の外から駐車場なども見ることはできない。工事現場は、工事車両などが頻繁に出入りしているので、中に入ってみることができれば分かるが、工事車両とか出入りしているので実感することはできないと思う。

□ 九大跡地自体はご存知の方も多いと思われるが、新営庁舎の周囲に設けられる公共空地などを実際に見ていただいて、裁判所がどのようなところに建築されるのかをまず実感していただくことが必要かと思われる。また、最初に南公園西展望台の高所から見ていただくと、実際の新営庁舎の位置関係及び周辺の建物の状況などを全体的に把握することができるので有意義であると考えている。委員の方々は、よろしいか。

◎ 意見は申し上げたので、これから現地視察することで結構です。

（その他、各委員から新営庁舎視察に対する異議は出なかった。）

（2） 新営庁舎視察

ア 南公園西展望台

- ◇ ここでは、福岡市の全景を眺めながら、新営庁舎の立地及び周辺環境をご覧いただくことができる。北東の方角である右手に博多駅、天神、現在の福岡高等・地方・簡易裁判所庁舎がご覧いただくことができ、天神から西の方角へ約3キロメートル（福岡高等・地方・簡易裁判所から約2キロメートル）のところへ目を移していただくと、眼下の九大跡地をご覧いただける。その一角に新営中の福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所、福岡第一・第二検察審査会合同庁舎をご覧いただくことができる。新営庁舎の北西の方角には、ヤフオクドームや博多湾を臨むことができる。

新営庁舎は、鉄骨造地下2階地上12階建の延床面積約56,000㎡の規模であり、平成26年度から平成30年度を工期として工事は予定どおり順調に進んでいる。

九大跡地には、裁判所庁舎のほかに、福岡高等・地方検察庁、福岡県弁護士会館の移転が予定され、司法関係の施設が集合する予定である。また、福岡市科学館や九州大学法科大学院が入居する複合施設、商業施設が建築されている。

イ 新営庁舎工事現場

- ◇ 新営庁舎の特徴について、現在、新営庁舎は、10階床までの鉄骨が組み立てられ、同時に下の階より外装及び内装工事を行っており、平成30年7月末日には竣工を迎え、同年8月中下旬に移転する方向で計画を進めている。具体的な庁舎移転の方法は、現在検討中であるが、できる限り業務や利用者への影響が生じないような移転方法を検討しているところである。

新営庁舎は、高裁、地裁、簡裁及び家裁が集約されることから、利用者に分かりやすい明快な階層分けとし、裁判所へ来庁される方が利用しやすい空間とすることをコンセプトとしている。具体的には、事件関係部署を低層階に配置することとし、1階に地裁、簡裁及び家裁の受付、2階に簡

裁の法廷， 3 及び 4 階に家裁の事件部， 6 ないし 9 階に地裁の事件部， 10 及び 11 階に高裁の事件部や法廷を配置する計画である。

新営庁舎の正面北側と南側には， 1 階ホールに通じる玄関を設け， 開放感のある空間とし， 新営庁舎の東側と南側を中心に駐車場， 西側に駐輪場を設け， 庁舎敷地には周辺環境への配慮等のために樹木を植栽し， また， 外周の一部は公共空地として一般の方が散策できる空地を設ける予定である。

(3) 意見交換

- 裁判所では， 来年夏に向けて新営庁舎への移転の準備を進めており， 平成 30 年 7 月の下旬に新営庁舎が竣工し， 8 月中下旬には移転する予定である。新営庁舎への移転を市民のみなさまへどのような形でアナウンスしていくのがよいかご意見を伺いたい。
- ◎ 新営庁舎における障害者に関する問題について， ぜひ議論していただきたい。
- ◎ 広報の問題も重要だが， 障害者に関する問題も全部は無理でも議論してはどうか。広報の問題だけに絞る必要はないのではないか。
- 新営庁舎には， 高等裁判所， 地方裁判所， 家庭裁判所， 簡易裁判所及び検察審査会と複数の庁が入ることから， 施設及び設備関係については， 地方裁判所だけで話をする事ができないことが多く， 地方裁判所委員会での議論にはなじまないのではないか。
- ◎ 地方裁判所委員会は議論する場であって， 結論を出す場ではないことから， 限界があるのは分かるが， 市民の意見を取り入れるという趣旨からすると， あえて障害者に関する問題を外す必要はないと考える。
- 障害者に関する問題があると言われても， 例えば駐車場について具体的に何が問題であるのか分からない。障害者に対する配慮がされていないのか， または， 配慮がされているが足りないのか， 何が問題であるか具体的に分か

らないので何も議論ができない。

△ 新営庁舎の建築に当たり、障害者の問題について考慮されてきたと思われるが、資料がないことから何が問題なのか分からないところである。私の経験では、病院を建築後、案内表示について、文字が小さいなど高齢者等の視点で作成されていなかったことや非常に使いづらいなどの理由から、パネルを作り替えたり、分かりにくい場所への案内表示について、廊下の色を変えたりなど、結構修正したところがあった。実際のところ、やってみないと分からないことが多いと思われる。

◎ 障害者に関する問題があるというところを挙げたままで、例えば、駐車場について、庁舎の出入口の傍に障害者用の駐車場を優先的に設けること、点字ブロックについて、出入口だけでなく庁舎内にも設置すること、ドアについて、基本は自動ドアになると思うが、視覚障害者にとっては、ドアの位置が分かるように点字ブロックを入れてもらうこと、車いす利用者にとって非常に利用しにくい施設が多い場合があるので、車いす利用者が使いやすい構造にすること、例えば、車いす利用者が来庁した際に、インターホンで連絡できるよう入口にインターホンを設置すること、視覚障害者にも分かりやすくするために庁舎内の配色などを目立つようにすることなど考慮してほしい。トイレやエレベーターについて、一番大きな問題と思われるのは、トイレやエレベーターの幅は、80センチメートルしかない。車いす利用者にとって80センチメートルは非常に不便であり、最低でも幅90センチメートルないと車いすが出入りするのには不自由である。また、車いす利用者は押したり引いたりするドアの場合は、一人だけでドアから出入りすることは困難であることから、ドアについてはスライド式ドア、特にトイレについては自動ドアにすることで車いす利用者が一人でも難なく出入りできるようにすべきある。車いす利用者の方でも様々な症状を抱えており、下半身麻痺の方については、常に車いすが必要である場合、例えば、トイレなどは自分で立

って手すりにつかまって済ませることができる場合など、できるだけどのような症状の人でも対応できるようにしてほしい。このほか、受付の机に奥行きがないと、車いす利用者が机で申請書などに記入するとき不便であることから配慮してほしい。

これまでに述べた問題については、今後大きな問題になると思われる。副委員長が先に言われたように、建築後に障害者の方からの文句を受けて慌てて改善することがないように、最初から障害者に配慮したものを作っておいた方がよいと思われる。例えば、ある公的機関が車いす利用者にも使いやすいたとしたトイレを設置したが、事前に意見を聞くことなく作り、利用者から不満が出たことから慌てて作り直したことや、ペット用トイレを兼ねたトイレも設置したが、非常に使いにくいことから作り直したこともあった。裁判所もせっかく新営庁舎を建築するのであれば、バリアフリーなど障害者に対する配慮も最先端の設備を導入してほしい。裁判所も障害者や障害者団体などの意見を聞かずに、裁判所の考えだけで設備を整備すると障害者にとって、利用しづらい施設となって失敗することになる。地方裁判所委員会として、これまで述べたことについて、議論することはできると思われる。大々的にバリアフリーに配慮した新営庁舎である旨を宣伝しておきながら、実際にバリアフリーの配慮に欠ける新営庁舎ができあがり、障害者団体に使いづらいなど文句を言われたら、マスコミにたたかれることになる。

- 新営庁舎の障害者用設備が分かる図面は準備していないことから、議論を行うことはできない。それよりも、庁舎移転について、基本的にはできるだけ新営庁舎に速やかに移転することを考えているが、市民の視点から、市民の皆さんにどのようにお知らせしたらいいのかなどのご意見をいただいた方がよいと思われる。
- ◎ 新営庁舎の設備については、福岡高等裁判所が決めることとなるだろうが、地方裁判所委員会として意見を言えないというのはおかしいと思う。地方裁

判所委員会は、地方裁判所の運営に関して諮問し、地方裁判所委員会が独自に調査して意見を述べることになっていると思う。議論した上で、地方裁判所委員会では、様々な問題がある旨の意見を申し上げることでよいのではないかと思う。

- △ 地方裁判所委員会で議論することが妥当かどうかは分からないが、議論するとすれば、議論するに必要な材料を提示していただかないことには、そのような材料もなく議論をできる能力はない。新営庁舎について、裁判所が考えている障害者に対応するための設備、それに対する危惧の内容など、相対するものを提示して意見を求めるという形であれば、議論に参加できるが、それが無い状態では参加したくてもできない。
- ◎ 今のご意見について申し上げますと、新営庁舎について議題にすると決まった段階で裁判所から資料として少なくとも地方裁判所部分の平面図が示されるだろうと考えていたが、何も示されていない。裁判所から資料を出していただいて、問題があるのかないのか地方裁判所委員会で議論してもらいたい。
- 議論しようにも前提の情報が何もない。述べられたように障害者に関する問題はもっともなことではあるが、現に不備があるのかないのかは見解の違いなので、自分では意見が言えない。述べられたような設備を満たすことができるのであれば、そうした方がよいとは言える。今までも意見交換はされているでしょうし、要望したからと言って変わるのかどうかは分からない。この場で議論はできない。
- ◎ 裁判所から資料を出してもらいたい。地方裁判所委員に対し、事前に部外秘であるならそのように記載して資料を渡し、その資料を参考にして議論できないかということが意見の趣旨である。新営庁舎が7月下旬に竣工して、8月中下旬に移転するということであれば、来年6月にある程度出来上がった状態を見学して、実際に車いす利用者の方に参加してもらって、どのような問題があるのか意見を述べてもらい、検証して議論してもらおうとよいと思

う。

- 今回の地方裁判所委員会の議題について、裁判所が考えていた内容と意見として出された障害者に対する配慮とでは内容が異なっているため、障害者に対する配慮を内容とする準備は行っていない。この段階で障害者に対する配慮を内容とした議論をしていただくのは不可能であろうと思う。本日は、現在の工事の進捗状況の説明した上で、市民の皆さんにどのような方法でアナウンスしたらいいのか、委員のみなさんのご意見を伺いたいと考え準備してきたので、その点についてご意見をいただきたい。
- 自宅が新宮庁舎の建築現場の近くなので、駅への行き帰りによく現場前を通るのに、建物が建つことを知らなかった。毎日近くを通る人も知らないのではないか。建築現場の表に「安全第一」「災害ゼロ」などの標語や「高地家簡裁合同庁舎」とだけ書かれてあり、関係者の方は分かると思うが、「裁判所」と記載されていないので、市民の方々には分からないと思う。裁判所がここに建つというのはなんとなく分かっているが、建築現場の前を通っても建設許可の看板を詳しく見なければ分からない。もう少し裁判所の建築を行っている旨を表示するなりしたほうがよい。
- ◎ 裁判所から、報道関係者に対し、庁舎移転に関して、何かしら相談やお願いはされているか。
- ◇ 庁舎移転については、平成30年7月末に竣工、翌8月中下旬に移転という内容を知らせたところであり、そこまでしかできない状況である。
- ◎ 裁判所の庁舎が移転する旨及び様々な配慮を行っている旨をマスコミ等を使って宣伝するなどの協議はされていないのか。マスコミ等を使った方が一番よい宣伝になると思う。
- 裁判所庁舎内には司法記者クラブもあり、庁舎移転が必要な当事者でもあるので、司法記者クラブに対しても庁舎移転の説明を行わなければならない。移転の詳細な日程や手順などは、まだ決まっていない。これだけ大所帯であ

ることから、移転にも相当の期間を要するため、マスコミに対して説明し、マスコミに書いてもらう、または、放送してもらうことも考えなければならないと思う。

- ◎ 一般的に建物が完成した場合、関係者及びマスコミなどを招いて内覧会をしたりするが、裁判所として完成直前である平成30年8月頃に内覧会の実施を考えられたらよいのではないか。
- ◇ 新営庁舎完成後、関係機関等の見学会を実施することを検討したいと考えている。
- ◎ 2回前の地方裁判所委員会において、広報の問題について議論したが、様々な広報案件について各市町村に掲示を依頼しているとのことだったが、庁舎移転についても、法曹三者で協議の上、市の広報誌などにおいて、法曹関係の施設は九大六本松跡地南側に移転する旨を宣伝してもらうなど様々な手立てを考えた方がよい。
- 法曹三者では裁判所の庁舎が最初に移転することになるので、ある程度先に動かなければならないと思っているが、検察庁及び弁護士会とも連携を取りながら行っていきたい。
- ◎ このまま新営庁舎が竣工してしまったら、障害者団体から不満が出るだろうし、それがマスコミに取り上げられたら、裁判所にとって非常にマイナスの要素になるだろうと思う。そのような不満などがいろいろ出てきたら裁判所が叩かれるし、矢面に立つのは、高等裁判所ではなく地方裁判所や家庭裁判所になるので、法曹の一員として、そのような事態は是非避けてもらいたい。

(4) 次回委員会（第46回）の予定

ア テーマ

- ◎ 従前、委員の方からとったアンケートの中にあった外国人に関する裁判の問題について取り上げてほしい。また、次回でなくても結構であるが、

新営庁舎への移転については、資料をある程度出していただいて再度議論することができればと思っている。

□ 裁判員裁判について、裁判員候補者の辞退率が上昇し、出席率が低下していることから、これらについて国民の方々がどのように考えているのか、地方裁判所委員会において委員からご意見をいただき、今後の参考にしたいと考えている。外国人に関する裁判の問題及び裁判員裁判の二つのテーマが出されていることから、いずれかのテーマを取り上げることとなるが、ご意見はいかがか。

◎ 外国人に関する裁判の問題については、準備に関する様々な問題もあると聞いているし、裁判員候補者の辞退率が上昇していることなどについては、最高裁判所長官談話や長官所長会同でも取り上げられていることから、裁判員制度を次回のテーマとして取り上げるのがよいと思う。

□ 次回の地方裁判所委員会のテーマを「裁判員裁判」とする。

イ 日時

平成29年11月16日（木）午後3時から（1時間30分程度）

以上